平成２１年（フ）第７６２号
東京都小平市小川東町２丁目４番508号
債務者　平塚　雅美
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７４１号
東京都東村山市久米川町２丁目29番地40トゥーズメゾン204
債務者　内堀　　彰
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１６２３号
横浜市青葉区鉄町1284番地２　エミネンス惣代Ａ―203
債務者　渡慶次恒夫
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８５７号
横浜市保土ケ谷区上星川２丁目28番39号
債務者　河上　　剛
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８８８号
神奈川県大和市福田3602番地30
債務者　三石　秀享
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４３号
北海道旭川市永山12条２丁目12番８号
債務者　千原　美幸
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５７号
北海道旭川市東６条２丁目４番５号　東６条ハイツ202
債務者　三鍋　　綾
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８０９号
神奈川県藤沢市本鵠沼５丁目13番３号　関根ハイム101
債務者　溝田　祥子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１８号
山口県周南市今宿町４丁目５番地フクヤハイツ404号
債務者　岡本　寛美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１５１号
山口県下松市大字山田236番地10
債務者　星井三津男
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１９５号
長崎県佐世保市皆瀬町661番地Ｋ３―302
債務者　久保田真哉
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第５１号
熊本県人吉市鶴田町798番地
債務者　米倉　勝子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第１８５８号
神奈川県海老名市国分南３丁目24番７号　国分台ハイツ103
債務者　羽切　俊弘
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０号
静岡県掛川市長谷１丁目14番地の４　ウィルフレアＡ―201号
債務者　秋山　　大
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後２時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２０年（フ）第９７３号
岡山県倉敷市児島稗田町32番地10
債務者　廣川　正直
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部